



※1 令和7年4月30日までに許可等に該当する一定規模以上の工事に着手する場合は、

**令和7年5月22日** までに届出が必要です。

- ・宅地造成等工事規制区域内の場合、法21条に基づく届出が必要。  
 (申請先)土地の区画形質の変更【別府市 都市計画課】  
 (申請先)一時的な土石の堆積【大分県 都市・まちづくり推進課】
- ・特定盛土等規制区域内の場合、法40条に基づく届出が必要。  
 (申請先)土地の区画形質の変更及び一時的な土石の堆積【大分県 都市・まちづくり推進課】

※2 令和7年5月1日以降に許可等に該当する一定規模以上の工事に着手する場合は、

法12条に基づく許可または法27条に基づく届出が必要です。

- ・宅地造成等工事規制区域内の場合、法12条に基づく許可が必要。  
 (申請先)土地の区画形質の変更【別府市 都市計画課】  
 (申請先)一時的な土石の堆積【大分県 都市・まちづくり推進課】
- ・特定盛土等規制区域内での一定規模以上の行為は法27条に基づく届出  
 または法30条に基づく許可が必要。  
 (申請先)土地の区画形質の変更及び一時的な土石の堆積【大分県 都市・まちづくり推進課】

※3 工事の内容や場所で申請機関が異なるため、詳しくは別府市または大分県にお問い合わせください。

- ・宅地造成等工事規制区域内の土地の区画形質の変更については  
 ■ 別府市 都市計画課 都市開発係 TEL 0977-21-1471
- ・宅地造成等工事規制区域内の一時的な土石の堆積  
 または特定盛土等規制区域内の土地の区画形質の変更及び一時的な土石の堆積については  
 ■ 大分県 都市・まちづくり推進課 盛土対策第二班 TEL 097-506-4692